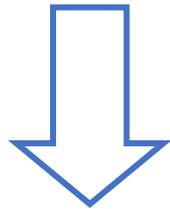


相談支援従事者初任者研修 コース選択について

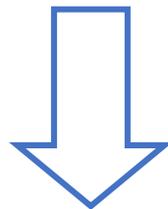
相談支援専門員
となる者

講義未受講
または
令和元年度以前に
講義のみ受講済

令和2年度以降に
講義のみ受講済



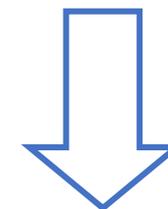
全日程コース



演習のみコース

サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者
となる者

※サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者になるためには
別途「サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修」
の受講が必要です。

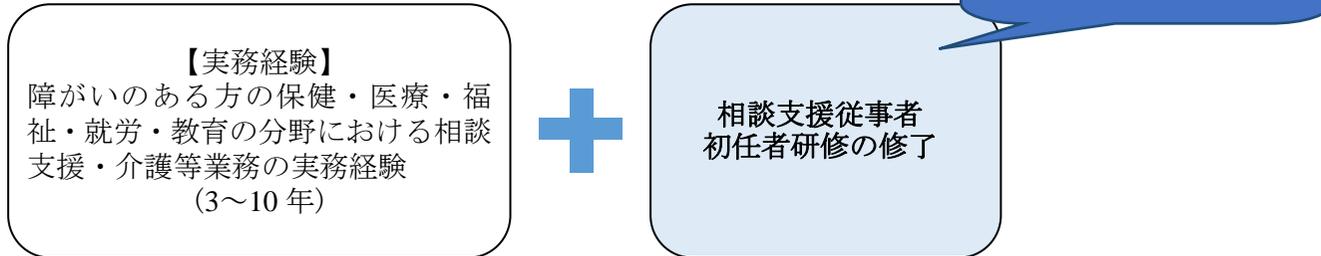


講義のみコース

※令和2年度以降に講義のみ（2日間）受講済の方は、演習のみコースの申込が可能です（全日程受講も可）。
※令和元年度以前に講義のみ（2日間）を修了した方で、相談支援専門員として従事したい方は全日程コースを受講する必要があります。

申込にあたっての注意事項

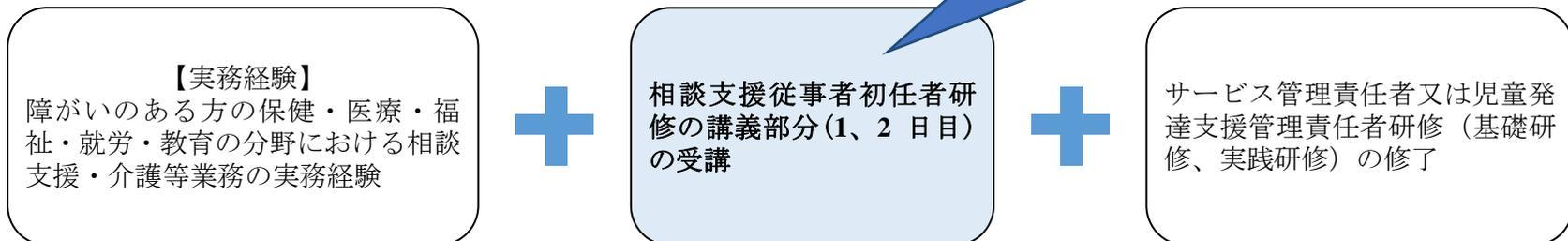
1. 相談支援専門員の要件



◎実務経験と研修修了の要件を両方満たした場合のみ、相談支援専門員の資格を得たことになります。

※相談支援専門員は、初任者研修修了年度の翌年度から起算して5年毎に「相談支援従事者現任研修」の受講が必要です。

2. サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件



◎実務経験と研修修了の要件を両方満たした場合のみ、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の資格を得たことになります。

※相談支援専門員として従事する場合は、未受講分(演習5日間)を5年以内に受講する必要があります。

※本研修は、それぞれ上記図内の色がついている部分になります。

相談支援専門員の要件となる実務経験

実務経験に関するお問い合わせは、事業所所属の市町村へご確認ください

下記の (1) ~ (4) のうち、どれかに該当する者

※ A~E の期間が重複する場合は、何れかの期間のみを算定します。

- (1) A の期間が 3 年以上ある者
- (2) B の期間と C の期間が通算して 5 年以上
- (3) D の期間が通算して 10 年以上である者
- (4) B の期間と C の期間と D の期間が通算して 3 年以上かつ E の期間が 5 年以上ある者

業務の範囲	従事内容		実務経験年数
相談支援業務	A	ア 平成 18 年 10 月 1 日に現に障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業、精神障がい者地域生活支援センターの従事者である者で、平成 18 年 9 月 30 日までに当該相談支援業務に従事した期間	3 年以上
	B	ア 障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業の従事者	5 年以上
		イ 児童相談所、身体障がい者更生相談所、精神障がい者地域生活支援センター、知的障がい者更生相談所、福祉事務所の従業者	
		ウ 障がい者支援施設※1、老人福祉施設※2、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設※3、の従業者	
		エ 病院若しくは診療所の従業者（社会福祉主事任用資格者、E の国家資格を有する者、上記アからウに掲げる従業者である期間が 1 年以上の者に限る）。	
		オ 障がい者職業センター、障がい者雇用支援センター、障がい者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務の従事者	
カ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障がいのある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者			
直接支援業務	I 障がい者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設※3、病院又は診療所の病室であって、療養病床に係る施設の従業者 II 障がい福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従業者※4 III 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者		5 年以上
	上記 I ~ III に掲げる施設において、下記 1~4 の資格を有して直接支援業務並びにその指導		
	C	1、社会福祉主事任用資格を有する者 <ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（3 科目主事） 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 三 社会福祉士 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 五 その他同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> (一) 精神保健福祉士 (二) 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者 	
		2、訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者	
		3、保育士	
4、児童指導員任用資格者 <ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法の規定による大学の社会福祉学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（卒業証書、学位記等により確認） 二 小学校・中学校・高等学校のいずれかの教諭の免許状取得者 三 厚生労働大臣指定の児童指導員養成校を卒業した者 四 児童福祉施設での実務経験者（高等部以上卒業者で 2 年以上の実務経験） 			
D	5、精神障がい者社会復帰指導員（精神障がい者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第 17 条第 2 項各号のいずれかに該当） <ul style="list-style-type: none"> 一 大学で心理学、教育学の課程を修めて卒業した者。または心理学、教育学の課程で優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院へ入学を認められた者 二 大学で社会福祉に関する科目を修めて卒業した者。または社会福祉に関する科目を修めて大学院へ入学を認められた者 三 高校または中等教育学校を卒業した者などで、2 年以上精神保健福祉に関する業務に従事した者 		
D	上記 I ~ III に掲げる施設において、C の 1~5 の資格に該当せず直接支援業務にあたったもの	10 年以上	
国家資格該当者	E	国家資格とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	上記 B ~ D に従事した期間が通算して 3 年以上で、かつ国家資格による業務に従事した期間が 5 年以上

- ※1 障がい者支援施設とは、障がいのある方につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービスを行う施設及び旧法施設が該当します。
- ※2 「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターが該当します。
- ※3 「介護老人保健施設」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、介護保険法の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
- ※4 「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 1 号の措置に係る者又は介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

(注)

- 1 ここで、1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上であることを言うものとする。例えば、5 年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 900 日以上であることを言う。
- 2 公的な補助金または委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとする。(H18.8.24 主管課長会議資料)
- 3 公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の従業者について、次の要件をいずれも満たす場合に、上記 B のアに準ずる事業の従事者として、相談支援専門員の要件として実務経験を満たすこととする。
 - ・当該者が従事する事業所が、指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。
 - ・当該事業所の長が「当該者が当該事業所において、相談支援業務に 5 年以上従事した経験を有する」旨を証明し、かつ、「相談支援業務に 5 年以上従事していることが客観的に分かる資料」があること。(H23.10.26 事務連絡)
- 4 国家資格等による業務に 5 年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が 3 年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8 年以上の実務経験ではなく、5 年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23 サビ管 Q & A を準用)
- 5 実務経験となる障がい児関連施設として、児童相談所の他に、知的障がい児施設、肢体不自由児施設、重症心身障がい児施設、重症心身障がい児（者）通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。(H18.11.2 Q & A)
- 6 社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて 5 年の経験があればよく、改めて 5 年間の実務経験が必要ということではない。(H18.8.24 主管課長会議資料)

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数					
		国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者			
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 [告示一イ(1)(一)]	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	特区は令和3年3月31日廃止		
		b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。					
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者					
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者					
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者					
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者					
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						
	(三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 [告示一イ(1)(二)]	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者					
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者					
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者					
		e 特別支援学校等の従業者					
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者							

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)			
			国家資格保有者※	有資格者※3	それ以外の者	
<p>障害児者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は児童（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	<p>イ 相談支援の業務</p> <p>自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p>〔告示イ(1)(一)〕</p>	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上		
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。				
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者				
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者				
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者				
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者				
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者				
	<p>ロ 直接支援業務</p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p> <p>〔告示イ(1)(二)〕</p>	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者		5年以上		8年以上
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者				
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者				
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者				
		(5) 学校等の従業者				
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者				

※1 上記イの相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士の資格を有し、その資格に基づく業務に3年以上従事している者のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

経過措置について

①旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了済みの者について

サービス管理責任者等研修
(旧体系) 修了

H31.4~(新体系移行)

施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修修了前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※初回の更新研修修了年度の翌年度から5年間に1度毎修了の必要

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、**2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。**
- 個別支援計画**原案**の作成が可能であることを明確化。

入職

<受講対象>
相談支援業務**3年**以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務**6年**以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了年度の翌年度から5年間に1度毎修了の必要